

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（農用地土壌汚染対策地域の指定要件）</p> <p>第二条 法第三条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米一キログラムにつき〇・四ミリグラムを超え</p> <p>ると認められる地域であること。</p> <p>二 前号の地域の近傍の地域のうち次のイ及びロに掲げる要件に該当する地域であつて、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量及び同号の地域との距離その他の立地条件からみて、当該農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米一キログラムにつき〇・四ミリグラムを超えるおそれが著しいと認められるものであること。</p> <p>イ その地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量が前号の地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量と同程度以上であること。</p>	<p>（農用地土壌汚染対策地域の指定要件）</p> <p>第二条 法第三条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米一キログラムにつき一ミリグラム以上であると認められる地域であること。</p> <p>二 前号の地域の近傍の地域のうち次のイ及びロに掲げる要件に該当する地域であつて、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量及び同号の地域との距離その他の立地条件からみて、当該農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米一キログラムにつき一ミリグラム以上となるおそれが著しいと認められるものであること。</p> <p>イ その地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量が前号の地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量と同程度以上であること。</p>

口
(略)

三・四
(略)

2・3
(略)

口
(略)

三・四
(略)

2・3
(略)